

ごぞんじですか？屋外広告物制度

－ 美しいまちづくりは、屋外広告物の適正な表示から －

【屋外広告物とは？】

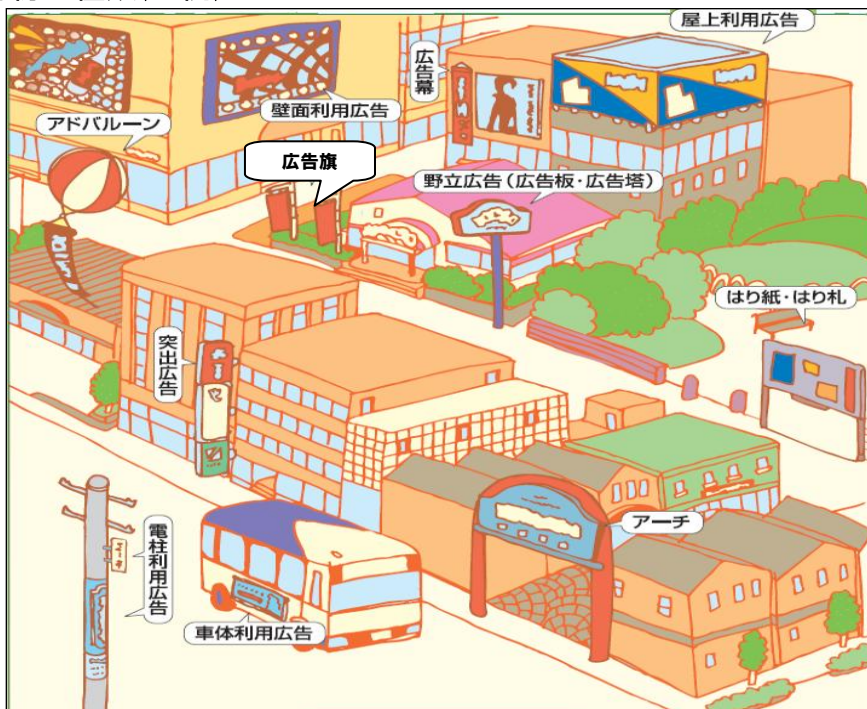
「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。

これらの屋外広告物を表示するときは、景観に配慮するとともに公衆への危害を防止するため、原則として市長の許可を受けることとされています。

屋外広告物の適正な表示のために ～茨城県屋外広告物条例の概要～

- 茨城県では、良好な景観の形成や風致の維持、及び公衆に対する危害防止のために、屋外広告物条例を定め、屋外広告物に対して必要な規制を行っています。
規制の内容には、①屋外広告物を表示してはいけない地域（禁止地域）、②屋外広告物を表示してはいけない物件（禁止物件）等があります。
- 広告主や土地所有者等の責務として、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理が求められています。
- 条例に違反する屋外広告物を表示すると、罰金刑（最高 100 万円）に処されることがあります。
条例の規定を遵守し、美しいまちづくりを目指しましょう。

屋外広告物の種類(一例)



お問い合わせ先

小美玉市 都市整備課 都市計画係 ☎ (48) 1111 内線 : 1414

茨城県土木部都市局都市計画課都市行政担当 ☎029 (301) 4579 (直通)

